○須高行政事務組合組織規則

（令和５年３月29日規則第１号）

改正　令和７年３月25日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、須高行政事務組合（以下「組合」という。）の組織、分掌事務、職制等に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務局及び係の設置）

第２条　組合に事務局を置く。

２　事務局に次の係を置く。

⑴　総務係

⑵　施設係

（分掌事務）

第３条　前条に規定する事務局及び係の分掌事務は、別表のとおりとする。

（施設の設置）

第４条　法令その他条例で設置する施設は、次の表のとおりとする。

名称	根拠となる条例
須高衛生センター	須高衛生センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第１号）
松川苑	須高行政事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第３号）
須高広域総合プール	須高広域総合プールの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第２号）

２　前項の施設は、事務局に所属するものとする。

（職の構成）

第５条　第２条に規定する事務局に所要の職員を置き、その職員の職は、職層職及び職務職をもって構成する。

（職層職）

第６条　職層職の名称及び職務内容は、次の表のとおりとする。

職層職名	職務内容
参事	特に高度の知識又は豊富な職務経験に基づき、複雑かつ困難な業務

	を行う職務
副参事	高度の知識又は職務経験に基づき、複雑かつ困難な業務を行う職務
主幹 技幹	高度の知識又は職務経験に基づき、困難な業務を行う職務 高度の専門的知識又は職務経験に基づき、困難な業務を行う職務
主査 技査	比較的高度の知識又は経験に基づき、困難な業務を行う職務 比較的高度の専門的知識又は経験に基づき、困難な業務を行う職務
主任主事 主任技師 主事 技師	一般的な業務を行う職務
主事補 技師補	一般的であって比較的軽易な業務を行う職務
事務員 技術員 技術補員	軽易な業務を行う職務

（職務職）

第７条　次の表の組織に職務職を置き、前条に規定する職層職の職員をもって充てる。

組織の名称	職務職名	職層職名
事務局	事務局長	参事
	事務局次長	副参事
係	係長	主幹、技幹

２　前項のほか、組合長が必要と認めたときは、次の職を置くことができる。

組織の名称	職務職名	職層職名
事務局	事務局次長補佐	主幹、技幹
係	担当係長	

３　第１項の規定にかかわらず、組合長が必要と認めたときは、事務局長及び事務局次長に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第２号に掲げる会計年度任用職員をもって充てることができる。

（法令等に基づく職の併用）

第８条　前２条に規定するもののほか、職に関し、法令等に特別の定めのあるもので

特に必要と認められるもの又は特別の事務若しくは業務に従事するもので特にその職務内容を明らかにする必要があるものについては、前２条の職に併せて当該職名を用いることができる。

（職責）

第９条　職員の職責は、次の表のとおりとする。

職名等		職務内容
職務職	事務局長	上司の命を受けて局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事務局次長	局長を補佐し、局長不在のときは、局長の職務を代行する。
	事務局次長補佐	次長を補佐し、次長不在のときは、次長の職務を代行する。
	係長	上司の命を受けて事務を分掌し、係員を指揮する。
その他の職員		上司の命を受けて事務又は業務に従事する。

（職務代理）

第10条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第１項の規定による組合長の職務を代理する副組合長の順序は、須坂市副市長、長野市長、小布施町長、高山村長である副組合長の順序による。

（事務分担）

第11条　事務分担は、事務局長が定めて組合長に報告しなければならない。変更したときも同様とする。

（組織の特例）

第12条　臨時又は特別の事務でこの規則に定める組織により処理することが不適当な事務については、この規則の規定にかかわらず、別に職員を指定し、又は臨時の組織を設けて、これを処理することができる。

（補則）

第13条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（須高行政事務組合事務分掌並びに処務服務に関する規程の廃止）

２　須高行政事務組合事務分掌並びに処務服務に関する規程（昭和61年訓令第１号）は、廃止する。

附　則（令和７年３月25日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

事務局

１　総務係

⑴　組合議会に関すること。

⑵　監査に関すること。

⑶　条例、規則等の制定改廃に関すること。

⑷　情報公開及び個人情報保護に関すること。

⑸　公印に関すること。

⑹　公告式に関すること。

⑺　文書図書の保管に関すること。

⑻　職員の任免に関すること。

⑼　職員の分限懲戒、賞罰及び服務に関すること。

⑽　職員の給与及びその他給付に関すること。

⑾　職制及び職員定数に関すること。

⑿　職員の研修に関すること。

⒀　職員の福利厚生に関すること。

⒁　市町村職員共済組合に関すること。

⒂　公務災害補償に関すること。

⒃　電子計算機の管理及び運用に関すること。

⒄　情報管理に関すること。

⒅　財政の総括に関すること。

⒆　予算編成に関すること。

⒇　組合債及び一時借入金に関すること。

(21)　財政状況の公表に関すること。

(22)　予算の流用及び予備費の充当に関すること。

(23)　財産の総括に関すること。

(24)　財産管理台帳に関すること。

(25)　須高休日緊急診療室の運営に関すること。

(26)　組織市町村との調整に関すること。

(27)　組合の庶務に関すること。

２　施設係

⑴　須高衛生センターの運営及び維持管理に関すること。
⑵　松川苑の運営及び維持管理に関すること。
⑶　須高広域総合プールの運営及び維持管理に関すること。
⑷　財産の取得及び処分に関すること。
⑸　組合の施設に関すること。